

令和2年1月1日施行

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に係る処分基準について

次に掲げる通知を、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に係る高知県行政手続条例（平成7年高知県条例10月13日条例第45号）第2条第9号エに掲げる処分基準とする。

ただし、情状を勘案し処分内容を変更することがある。

- 1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の3等に係る法定受託事務に関する処理基準について（通知）（平成23年3月15日付け 環廃産発第110310002号 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長）
- 2 行政処分の指針について（通知）（令和3年4月14日付け 環循規発第2104141号 環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長）